

ミツヒロニュース



今年の夏は、猛暑でしたね。暑さが厳しい時には、地震が頻発すると言われています。9月1日は防災の日。地震への備えを十分にしておきたいです。例えば、手回しの充電器具があれば、携帯電話のテレビを見ること出来るので、情報収集に役立ちます。災害は突然やっつきます。備蓄品や非常時持ち出し用品等の確認をおきましょう。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇相続税の申告とマイナンバー
- ◇8月より雇用保険の介護休業給付金に変更されました。
- ◇税務調査の基礎知識(50)
「査察の告発ワーストは建設業」
- ◇今月のお勧めセミナー
税務・会計セミナー
「最近の気になる 税金あれこれ!」
- ◇あとがき
秋の足音

相続税の申告とマイナンバー



相続税の申告の際に、マイナンバー（個人番号）の記載は必要なのでしょうか。



相続税の申告について、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈（死因贈与を含む、以下「相続等」）により取得した財産に係る相続税の申告書から、マイナンバーの記載が必要となります。

1. マイナンバーの記載対象者

相続税の申告書にマイナンバーを記載する対象者は、被相続人（亡くなった人）及び、当該相続等により財産を取得した人（以下「相続人等」）です。

ただし、被相続人のマイナンバーカードなどからマイナンバーを確認することができない場合には、被相続人のマイナンバーを記載する必要はありません。（国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-2】」より）

2. 番号確認書類と身元確認書類

マイナンバーを記載した申告書を、税務署へ提出する際には、原則、本人確認書類としてマイナンバーを確認する書類（番号確認書類）と身元確認用の書類（身元確認書類）の写しの添付をする必要があります。

相続税の申告書 (F23333)

第1表（平成28年分以降適用）

マイナンバーカードであれば、1枚で番号確認書類と身元確認書類を兼用することができます。この場合は表面と裏面の両方の写しが必要です。他方、番号確認書類が通知カードである場合には、別途次頁のような身元確認書類が必要です。 [\(次頁へつづく\)](#)

〔番号確認書類が通知カードの場合の身元確認書類の例〕

身元確認書類に写真が表示されているか否かによって、
下表のように用意する書類の数が異なります。

身元確認書類 (例)		身元確認として 提示等が必要な 部分
右記のうち1つ (写真表示あり)	運転免許証	写真、氏名、現 住所、生年月日 が確認できる部 分
	パスポート	
	身体障害者手帳	
	住民基本台帳カード	
	在留カード	
右記のうち2つ (写真表示なし)	住民票の写し	氏名、現住所、 生年月日が確認 できる部分
	戸籍謄本または抄本	
	印鑑証明書	
	各種被保険者証 (健康保険、国民健康保 険、後期高齢者医療、 介護保険)	
	年金手帳	

マイナンバーが記載されている住民票の写しを提出する場合に、相続人等以外のマイナンバーが記載されているときは、マスキングをするなど相続人等以外のマイナンバーが見えないように注意しましょう。

(国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-5】」より)

また被相続人のマイナンバーについては、本人確認措置の規定の適用がないため、本人確認書類の提示等は必要ありません。

(国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-3】」より)

3. 複数の相続人等がいる場合

複数の相続人等がいる場合には、同一の書面にマイナンバーを記載しなければなりません。



そのため、他の相続人等に対して自ら記載したマイナンバーが見えてしまう状態にあります。例えば、Aさんがマイナンバーを記載した相続税の申告書第1表(続)をBさんへ渡すと、AさんのマイナンバーがBさんに見えてしまいます。このような行為は番号法上の特定個人情報の提供には該当しませんが、Bさんが、Aさんのマイナンバーを書き写す、コピーを取る

などの行為は、番号法で禁止されています。

また、BさんがAさんの本人確認を行う必要はありません。(国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-4】」より)

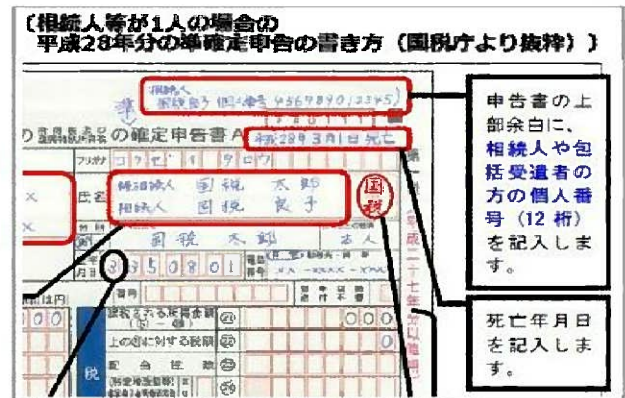
4. 申告書控えを保存する場合

相続人等が各自で保存する申告書の控えについて、自分以外の他の相続人等のマイナンバーが記載された状態で保存することは、番号法において禁止されています。もし、保存する申告書の控えに、他の相続人等のマイナンバーが記載されている場合は、自分以外のマイナンバーが見えないようにマスキングする、あるいは提出する申告書を控えとしてコピーする際にマイナンバーを隠すなどの対応が必要です。

(国税庁「相続税・贈与税に関するFAQ【Q1-6】」より)

5. 準確定申告にもご注意を

被相続人が亡くなった年分の所得税の確定申告について、相続人等が行うことを「準確定申告」といいます。この場合において、相続人等のマイナンバーを記入し、当該相続人等に係る本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。



複数の相続人等がいる場合には、相続税の申告と同様に、基本的には同一の書面にマイナンバーを記載することとなります。この場合のマイナンバーの取扱いは、相続税の申告と同様です。



8月より雇用保険の介護休業給付金が変更されました

家族を介護するために介護休業を取得した場合で、一定の要件を満たした場合には、雇用保険から介護休業給付金が支給されます。この介護休業給付金が、8月から変更となりました。



1. 引上げとなった支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%とされていましたが、平成28年8月からは、67%に上げられました。対象になる休業は、平成28年8月1日以降に開始したものであり、7月31日までに開始しているものは、これまでどおり40%となります。

なお、8月1日以降に再度開始した介護休業については67%となります。

賃金が支給される場合には、介護休業給付金の一部が減額され、または、支給されない場合がありますが、今回の変更により、休業開始時賃金日額1万円の従業員が3ヶ月（1ヶ月を30日とする）の介護休業を取得した場合には、支給総額は36万円から60万3千円に増額となります（下図参照）。

多くの企業で介護休業中は賃金を支給しないという取扱いが行われているかと思われますので、この引上げは介護休業取得者の所得補償として、かなり大きなものになります。

2. 支給回数の制限の緩和

介護休業給付金は、これまで同一の対象家族について、同一の要介護状態を介護するための休業について1回のみを支給対象としていました。今回、この取扱いも緩和され、対象家族1人につき3回までの休業に対して支給されることになりました。

3. 賃金日額の上限額の変更

介護休業給付金の支給額は休業開始時の賃金に基づき決定されますが、上限額が設けられています。この上限額は、一定の年齢ごとに区分された雇用保険の賃金日額の上限額を基に決められますが、これまでの「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」(A)から、平成28年8月1日以降に開始した介護休業からは、「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」(B)を適用することになりました。

一般的には、AよりBが高くなっており、上限額に達するような賃金額が支給されていた場合、休業開始時の賃金が高くなるため、介護休業給付金の額がさらに高くなります。

図 支給額の比較

■平成28年7月31日までに介護休業を開始 支給率：40%			■平成28年8月1日以降に介護休業を開始 支給率：67%		
1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月
40%	40%	40%	67%	67%	67%
12万円	12万円	12万円	20万1千円	20万1千円	20万1千円
36万円			60万3千円		

平成29年1月には改正育児・介護休業法が施行され、介護休業の分割取得等が認められることとなります。今回の介護休業給付金の支給率の引上げは、改正育児・介護休業法よりも先行して行われるような内容になっています。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 50. 「査察の告発ワーストは建設業」

平成 27 年度に査察の告発を最も受けた業種は「建設業」でした。架空の経費を計上して違法に利益を圧縮する業者が多かったそうです。

建設業者への告発は 15 件で、前年度の 8 件から大幅に増加し、1 年間の全告発件数 115 件の 13% を占める結果となりました。建設業者のワーストは平成 23 年度以来で、前年度ワーストだった「不動産業」は次点で、「クラブ・バー」が続きました。

告発を多く受けた業種の脱税手段・方法は、建設業や不動産業では架空経費の計上が顕著でした。クラブ・バーでは、ホステス報酬の源泉所得税を徴収していたにもかかわらず、納税しない業者が散見したそうです。

売上除外や架空の原価・経費の計上は毎年多く発見されています。このほか、海外で保有する株式の配当収入の隠ぺいや、輸出取引を装った消費税の不正還付、税逃れのための意図的な無申告などの違法行為がありました。

脱税で得た不正資金は、現金、預貯金、有価証券として貯めこまれていたほか、絵画や高級車の購入、ギャンブルなどの遊興費、愛人（特殊関係人）への資金援助に使われていたそうです。

平成 27 年度に処理された査察事案に掛かる脱税額は総額で 138 億 4,100 万円、同年度告発分は 112 億 400 万円でした。ともに前年度を下回っています。27 年度中の査察着手件数は 189 件。マルサの成果である告発件数は 115 件でした。

【告発の多かった業種】

平成 25 年		平成 26 年		平成 27 年	
業種	者数	業種	者数	業種	者数
クラブ・バー	12	不動産業	16	建設業	15
不動産業	9	クラブ・バー	10	不動産業	12
建設業	5	建設業	8	クラブ・バー	7
情報提供サービス	5	運送業	4	機械器具卸	6
保険業	5	広告業	4	—	—
広告業	4	—	—	—	—
人材派遣業	4	—	—	—	—

参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご倶楽部



今月のお勧めセミナー

第 4 回 税務・会計セミナー 「最近の気になる 税金あれこれ！」

今回は、会社を経営するうえで、ぜひ知っておいて頂きたい節税策をはじめ、今お伝えしたい、すぐに活用して頂ける「税」等に関するトピックスを取上げて、分かりやすく解説します。①新規取得機械装置に係る「固定資産税の3年間半減措置」のポイント。②これから迎える年末調整のための「マイナンバー制度の直前対策」。③最新税務情報の中から「注目のトピックス」。ぜひご参加ください。

あとながき

和田です。お盆を過ぎてもとても暑い日が続く、まだ夏真っ盛りという感じで秋の訪れを肌で感じることはあまりないですが、この前、家の中でコオロギを見かけました。他にも考えてみると、朝が肌寒い日がちらほらあったり、セイタカアワダチソウが大きくなっていたり、ツクツクボウシが鳴いていたり、秋の足音は少しずつ近づいていると感じました。秋になると、過ごしやすくなるので、本を読んだり、体を動かしたり、旅行に行ったり、何か新しいことに挑戦できたらと思いました。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中!

